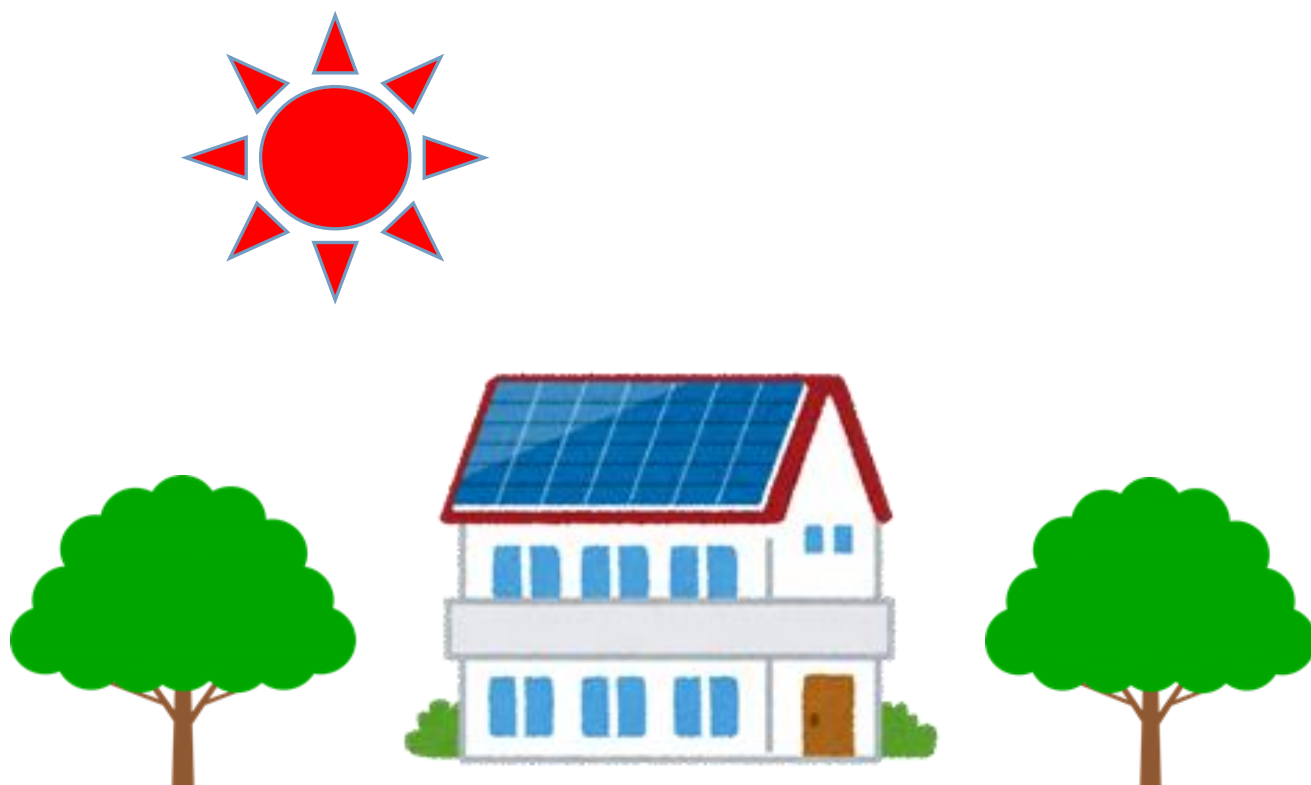


# 令和3年度 柏市エコハウス促進総合補助金 申請手続き



柏市では家庭に「省エネ」「創エネ」「蓄エネ」設備を導入し、「エコハウス化」するための費用の一部を補助します。

## 受付期間（先着順）

令和3年5月6日（木）～令和4年2月28日（月）

※工事着工前の申請は不要です。

受付窓口 環境政策課（本庁舎4階）

## 目次

1	対象設備と補助額	1
2	申請の条件等	2
	（1）補助対象設備及び住宅の要件	2
	（2）補助対象経費の範囲	4
	（3）補助対象者	5
	（4）事業者の条件	5
	（5）補助の対象外	5
3	申請	6
	（1）受付期間	6
	（2）申請受付	6
	（3）代行提出	6
	（4）郵送での申請	6
	（5）申請期間中に予算の上限に達した場合について	7
	（6）その他注意事項	7
4	提出書類	8
	（1）提出書類	8
	（2）提出書類作成上の注意事項	9
	（3）その他	14
5	申請書類の訂正方法について	15
	（1）訂正方法について	15
	（2）注意点	15
6	写真撮影上の注意事項	16
	（1）エコ窓改修	16
	（2）太陽光発電設備	16
	（3）家庭用燃料電池システム（エネファーム）	18
	（4）定置用リチウムイオン蓄電システム	18
	（5）その他	18
7	交付決定通知	18
8	補助金の請求	18
9	市への協力	19
10	Q & A	20

# 1 対象設備と補助額

	対象設備	補助額の上限
既 築 住 宅 の み	エコ窓改修 (窓の断熱改修)	補助対象経費の4分の1 上限8万円
	太陽光発電設備 ※HEMS又は蓄電池の併設が必須	単価2万円/kW 上限9万円 ※補助額は太陽電池の公称最大出力(小数点以下第3位を四捨五入)に補助金の単価を乗じた額とする。
既 築 住 宅 ・ 新 築 住 宅	家庭用燃料電池システム (エネファーム)	上限5万円
	定置用リチウムイオン 蓄電システム ※太陽光発電設備の併設が必須	上限10万円

## 2 申請の条件等

### (1) 補助対象設備及び住宅の要件

#### ◆全設備共通

- ・未使用品であること（中古品は対象外）。
  - ・申請者自らが購入し，所有していること。
  - ・補助対象設備の設置が完了していること。
  - ・令和3年4月1日(木)以降に補助対象設備の設置工事を着工したもの。
- ※建売住宅を購入した場合は，令和3年4月1日(木)以降に引渡しを受けたものが対象
- ・補助対象設備の設置に係る工事が建築物，電気設備，ガス設備及び水道設備に係る関係法令に準拠していること。

#### ◆対象設備別

##### 1 エコ窓（窓の断熱改修）

次の要件を全て満たすもの。

- (1) 既築住宅（設備の設置工事に着工する前日までに建築工事が完了しているもの）へ設置すること。
  - (2) 居室へ設置すること。
  - (3) 一居室（壁，ドア，障子，襖等で仕切られている空間）単位で全ての窓を断熱化すること。（空気が通り抜けてしまう簡易的な仕切り（カーテン，ロールスクリーン等）は，居室を区切る仕切りとして認められない。）
  - (4) 国が令和元年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として，一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）又は公益財団法人北海道環境財団により登録されているものであること。
- ※改修とは，建物自体は壊さずに行う修理のことであるため，改築・新設は対象外（壁を壊して窓のサイズを変えることは不可）
- (5) 申請者と直接契約を締結した者が市内に本社・本店を有する法人又は個人事業主であること。

##### 2 太陽光発電設備

次の要件を全て満たすもの。

- (1) 既築住宅へ設置すること。
- (2) 太陽電池の出力を監視する等により，全自動運転（自動起動・自動停止）を行うものであること。
- (3) 対象設備を構成する太陽電池の公称最大出力又はパワーコンディショナーの定格出力のいずれか小さい方（複数のパワーコンディショナーを設置する場合，系列ごとに当該値を合計した数値）が10kW未満であること。

なお、既存設備の出力を増加する目的で設備を設置する場合は既存設備分を含めた増設後の設備が上記の要件を満たすこと。

(4) 太陽電池モジュールの性能及び安全性について、次の規格等のいずれかに該当するものであること。

ア 国際電気標準会議（IEC）の規格又は日本産業規格（JIS）に適合しているもの

イ 一般財団法人電気安全環境研究所（JET）の認証を受けているもの

ウ 一般社団法人太陽光発電協会（JPEA）のJPEA代行申請センターにおいて設備認定にかかる型式登録がされているもの

(5) 申請日までに次のいずれかの設備（それぞれの要件を満たすもの）が設置されていること。

ア エネルギー管理システム（HEMS）

次の要件を全て満たすもの。

①住宅全体の電力使用量などを自動で実測し、エネルギーの「見える化」を図るものであること。

②機器の電力使用量等を調整する制御機能を有するものであること。

③機器の制御に係る装置（コントローラ等）が、一般社団法人エコネットコンソーシアムが定める「ECHONET Lite」規格の認証を取得しているものであること。

イ 定置用リチウムイオン蓄電システム

国が平成25年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）により登録されているものであること。

### 3 家庭用燃料電池システム（エネファーム）

次の要件を全て満たすもの。

(1) 既築住宅又は新築住宅へ設置すること。

(2) 国が平成25年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として一般社団法人燃料電池普及促進協会（FCA）の指定を受けているものであること。

### 4 定置用リチウムイオン蓄電システム

次の要件を全て満たすもの。

(1) 既築住宅又は新築住宅へ設置すること。

(2) 国が平成25年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）により登録されているものであること。

(3) 申請日までに太陽光発電設備が設置されていること。

## (2) 補助対象経費の範囲

### 1 エコ窓改修（窓の断熱改修）

- ・ 設備本体（ガラス，窓）
- ・ 高断熱窓の設置と不可分の工事費（窓・ガラスの取付け費，内窓取付け時に必要な額縁・ふかし枠等の費用，仮設足場費，既存設備の解体撤去費等）

※ 網戸，雨戸等の窓付属部材費は対象経費に含まない。

### 2 太陽光発電設備

- ・ 太陽電池モジュール
- ・ 架台
- ・ パワーコンディショナー（インバータ・保護装置）
- ・ その他付属機器（計測・表示装置，接続箱，直流側開閉器，交流側開閉器等）の購入費
- ・ 工事費（据付・配線工事等）

※ 電力会社への代行申請費は対象経費に含まない。

### 3 家庭用燃料電池システム（エネファーム）

- ・ 設備本体（燃料電池ユニット，貯湯ユニット等）
- ・ 付属品（給湯器，リモコン等）の購入費
- ・ 工事費（据付・配線・配管工事等）

### 4 定置用リチウムイオン蓄電システム

- ・ 設備本体（蓄電池部，電力変換装置，蓄電システム制御装置等）
- ・ 付属品（計測・表示装置，キュービクル等）の購入費
- ・ 工事費（据付・配線工事等）

※ 電力会社への代行申請費は対象経費に含まない。

#### 【主な補助対象外経費】

- ・ 消費税
- ・ HEMS の本体代及び設置費用
- ・ 申請代行等の手数料全般
- ・ 印紙代
- ・ 長期保証費等の事務諸経費

#### 【注意事項】

- ・ 国やその他の団体からの補助金を充当する場合は当該補助金の額を控除した額を補助対象経費として記入してください。

### (3) 補助対象者

- ・補助対象設備が設置された住宅に居住し、柏市内に住所を有する柏市民であること。
- ・柏市の市税を滞納していないこと。
- ・補助対象設備の設置について契約し、費用の負担及び設備の所有をしていること。
- ・設置を行う住宅に共有者がいる又は住宅を第三者が所有している場合は、同意を得ていること。

### (4) 事業者の条件

エコ窓改修のみ、市内に本社・本店を有する法人又は個人事業主と直接契約すること。

### (5) 補助の対象外

次のかたは補助の対象外となります。

- ・リース方式で設置したかた
- ・過去に本補助金制度を活用したかた又はそのかたと同一の世帯を構成するかたが、その際設置した設備と同じ設備を設置する場合（過去に設置した住宅と、設置しようとする住宅が異なる場合を除く。）
- ・違法建築物又は既存不適格建築物（建築時には適法に建てられた建築物であって、その後、法令の改正や都市計画変更等によって現行法に対して不適格な部分が生じた建築物）に設置したかた

## 3 申請

### (1) 受付期間

令和3年5月6日（木）～令和4年2月28日（月）

受付窓口 環境政策課（本庁舎4階）

- ・受付は開庁日の午前8時30分から午後5時15分までです。
- ・予算の上限に達した時点で受付を終了します。

### (2) 申請受付

- ・ 補助対象設備の設置工事完了後に申請してください。

※工事着工前の申請は不要です。

- ・申請書は郵送又は窓口へ持参してください。  
（FAX，電子メール等は不可）
- ・申請件数が多い場合は，事前に環境政策課までご連絡ください。

### (3) 代行提出

申請書類の提出を他者に依頼することは可能です。

**【注意事項】**

- ・交付申請書は，必ず申請者本人が内容を確認した上で，署名してください。
- ・業者任せにせず，申請内容，手続きの方法及び期限を把握してください。
- ・申請書類の提出を他者に依頼したことによる事故等については，市は一切の責任を負いません。（代行提出を依頼していたが，提出がされていなかった事例があります。）

### (4) 郵送での申請

- ・郵送記録の残る形（書留等）かつ差出人がわかるようにお送りください（到着確認のお問合せはご遠慮ください）。
- ・郵送による事故等については，市は一切の責任を負いません。
- ・電話等で内容の聞き取りを行う場合がありますので，控えは必ず保管してください。
- ・開庁時間外（午後5時15分以降や閉庁日等）に市役所に届いた申請書類は翌開庁日の取扱いとなります。
- ・申請期間最終日の午後5時15分までに市役所に到着した分まで受付を行います。
- ・提出された書類の内容に関する個別の案件についての問合せには一切回答しません。
- ・書類が不足・不備等がなく全て揃った時点で受付となります。



・書類に不足・不備等があった場合は、お電話等にて問い合わせることがあります。所定の様式に必ず日中連絡の取れる連絡先の記入をお願いします。

・書類に不足・不備等があった場合で、連絡が取れないときは受付とならず、全て揃ったかたが優先となります。

【送付先】

〒277-8505

柏市柏5丁目10番1号 柏市役所 環境政策課

エコハウス促進総合補助金担当 宛

## （５）申請期間中に予算の上限に達した場合について

・予算に増額が生じた場合、申請者の中から交付決定がなされなかった場合等に、申請書類が全て揃ったかたから順に、追加で受け付けをします。

・予算の上限に達した場合は、市ホームページにてお知らせします。

## （６）その他注意事項

・窓口が混雑している場合があるため、時間に余裕をもってお越しください。

・提出された書類は返却しませんので、契約書、見積書、領収書等は原本ではなくコピーを提出してください。また、内容確認を行うことがありますので、必ず控えを保管してください。

・申請書類が全て揃っているか十分に確認のうえお越しください。

・申請書類が全て揃っていない場合や申請書類に不備がある場合は、書類は全て返却し、受け付けは行いません。

・申請書類について質問等することがあるため、申請書類の内容を把握したうえで窓口にお越しください。

・申請の条件等を満たさない場合は、補助金を交付することができません。

・不正に補助金の交付を受けた場合は、補助金を返還していただきます。

## 4 提出書類

(1) 提出書類 各設備ごとに以下の書類をそろえてください。

★の様式は窓口等で配布しているほか市ホームページからダウンロードもできます。

チェック

◆全ての申請者が提出するもの

	(参照p.)	交付申請書★ ※市が公簿により確認することに同意しない場合のみ、以下の書類も提出
( )	① p.9	ア 住民票の写し イ 納税証明書又は非課税証明書 ※ア及びイは直近1ヵ月以内に発行されたものをご提出ください。
	② p.9	補助事業の内容が確認できる書類★
	③ p.10	補助対象設備の設置費が確認できる書類（見積書又は請求書の内訳等）のコピー
	④ p.10	契約書のコピー
( )	⑤ p.10	街区番号・住居番号証明書★ ※上記④に記載されている所在地（地番）と住民票の住所が異なる場合のみ提出
	⑥ p.10	補助対象設備の設置工事完了後のカラー写真★（写真台紙あり）
	⑦ p.10	補助対象設備の製造者名、型式等が確認できる資料（カタログ等）
	⑧ p.11	領収書のコピー又は領収証明書★
	⑨ p.11	未使用品であることが確認できる書類（保証書のコピー等）
	⑩ p.11	受付シート★

チェック

◆申請者によって提出が必要なもの ※共有者がいる又は住宅を第三者が所有している場合は必要

( )	⑪ p.11	柏市エコハウス促進総合補助金に係る同意書★
-----	--------	-----------------------

チェック

◆設備によって提出が必要なもの

			エコ窓	太陽光	蓄電池
	⑫ p.11	エコ窓改修位置が明示された平面図★	○		
	⑬ p.12	エコ窓の面積が分かる図面及び仕様★	○		
	⑭ p.12	エコ窓改修工事の着工前の写真★（写真台紙あり）	○		
	⑮ p.12	柏市内に本社・本店を有することを証する書類★	○		
	⑯ p.12	既築住宅であることを証する書類★（写真台紙あり）	○	○	
	⑰ p.13	電気事業者との特定契約締結を証する書類		○	
	⑱ p.14	HEMS又は蓄電池が設置されていることを証する書類（写真、保証書のコピー等） ※HEMSの場合はカタログ等もあわせて提出してください		○*	
	⑲ p.14	太陽光発電設備が併設されていることを証する書類			○

## (2) 提出書類作成上の注意事項

※複数の補助対象設備を申請する場合は、各設備ごとに下記提出物をそれぞれ提出してください。

### ◆全ての申請者が提出するもの

#### ① 交付申請書

- ・ 交付申請書は必ず 申請者本人が署名してください。
- ・ 太陽光発電設備を申請する場合は、右上に「太陽光発電設備申請者用」と記載のある申請書を使用してください。
- ・ 記入例を参考に作成してください。
- ・ 黒のボールペン（消せるボールペンや鉛筆は不可）で、はっきりと記入してください。
- ・ 交付申請書の『補助対象経費』及び『交付申請額』を書き損じた場合は、新しく書き直してください。

※金額以外の訂正方法については 15 ページを参照してください。

#### ② 補助事業の内容が確認できる書類

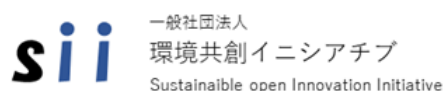
- ・ 記入例を参考に作成してください。
- ・ 黒のボールペン（消せるボールペンや鉛筆は不可）で、はっきりと記入してください。

#### <間違いやすいポイント>

対象設備が蓄電池の場合は、一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)の登録内容を記入してください！

(参考) SII のホームページイメージ

※URL は、柏市のホームページの『令和3年度柏市エコハウス促進総合補助制度』内に掲載しています。



#### 蓄電システム登録済製品一覧

登録日	メーカー名	製品名	パッケージ型番	定格出力 (kW)	電力変換装置タイプ	初期実効容量 (kWh)	蓄電容量 (kWh)	ECHONE T Lite Releaseバージョン	ECHONE T Lite AIF認証	保証年数	ホームページお問合せ窓口
2000/0/0	△△株式会社	x x	ABC01	5.5	◆◆	3.4	4.0	□	◇	15年	0120-●●●●

※補助事業の内容が確認できる書類には○で囲まれた部分の情報を記入します。

### ③補助対象設備の設置費が確認できる書類（見積書又は請求書の内訳等）のコピー

- ・ 契約書の金額と一致しているか確認します。
- ・ 補助対象設備の製造者名，型番等が記載してあるものを提出してください。
- ・ 設備費，工事費等の内訳が記載してあるものを提出してください。
- ・ 補助対象設備について見積りに変更があった場合は，変更見積書も提出してください。

### ④契約書のコピー

- ・ 申請者，設置箇所等が申請書と一致しているか確認します。
- ・ 見積書及び領収書の金額と一致しているか確認しますので，必ず契約金額が記載されている箇所のコピーをとってください。
- ・ 注文書と請書の場合は，2枚揃って契約の証明書となりますので，どちらも提出してください。
- ・ 補助対象設備について変更契約をした場合は，変更契約書も提出してください。

### ⑤街区番号・住居番号証明書

- ・ 契約書に記載されている所在地（地番）と住民票の住所が異なる場合のみ提出してください。
- ・ 市民課で発行される「街区番号・住居番号付定通知書」又は「住居表示決定証明書」のコピーでも構いません。

### ⑥補助対象設備の設置工事完了後のカラー写真

- ・ 16～18ページの「6 写真撮影上の注意事項」の内容をよく確認してください。
- ・ **補助対象設備の設置工事完了後の写真**を必ず提出してください。（家屋の写真の提出では認められません）
- ・ 写真は，片面カラーで印刷してください。
- ・ 対象設備の設置が完了したことが分かるように撮影してください。
- ・ すべての写真台紙に，**申請者氏名（フルネーム）を記載**してください。

### ⑦補助対象設備の製造者名，型式等が確認できる資料（カタログ等）

- ・ 製造者名，型式等が確認できる書類を提出してください。
- ・ 該当するページのみ印刷して提出してください。
- ・ 該当する機器がどれか，わかりやすくマーカー等で印をつけてください。
- ・ 見積書等と一致しているかを確認します。

## ⑧領収書のコピー又は領収証明書

- ・領収書は、必ず提出してください。ローンの場合も必要です。
- ・契約書及び見積書の金額と一致しているか確認します。
- ・領収金額に他の工事費が含まれている場合は、内訳がわかるようにして提出してください。
- ・事業者がどうしても領収書を発行できない場合は、事業者に領収証明書を作成してもらい、原本を提出してください。

## ⑨未使用品であることが確認できる書類（保証書のコピー等）

- ・以下の書類のいずれかのコピーを提出してください。
  - ◎保証書
  - ◎出荷証明書
  - ◎出荷検査成績書（検査日の記載があるもの）
- ・太陽光発電設備の場合は以下の書類も可とします。
  - ◎出力対比表
  - ◎バーコードの写し（パワーコンディショナーの外装貼付のバーコードが併せて貼付されている場合はパワーコンディショナーの確認書類は不要）

※保証書はメーカー発行に限らず、問屋や販売店からの証明書で未使用品と確認できる場合は、受付可能です。

※出荷証明書については「納品書」という名称で発行されている場合は、納品書の提出でも構いません。

※太陽光発電設備にあっては、モジュール及びパワーコンディショナーの未使用品であることが確認できる書類を提出してください。

※出荷証明書及び出荷検査成績書を提出する場合は、製造番号の記載されている箇所（銘板）の写真を併せて提出してください。

## ⑩受付シート

- ・市ホームページからダウンロードする場合は、両面で印刷してください。

### ◆申請者によって提出が必要なもの

#### ⑪柏市エコハウス促進総合補助金に係る同意書

- ・補助対象設備の設置を行う住宅に共有者がいる、又は第三者が住宅を所有している場合は提出が必要です。

### ◆設備によって提出が必要なもの

#### ⑫エコ窓改修位置が明示された平面図 ※エコ窓

- ・別紙「エコ窓改修位置が明示された平面図」の記入例を参考に作成してください。

### ⑬ エコ窓の面積がわかる図面及び仕様 ※エコ窓

- ・別紙「エコ窓の面積がわかる図面及び仕様」の記入例を参考に作成してください。
- ・仕様については、一般財団法人環境共創イニシアチブ（S I I）又は公益財団法人北海道環境財団のホームページを確認の上、記入してください。
- ・申請する居室に既に設置済みの窓がある場合は、その窓についての図面及び仕様も記入してください。

### ⑭ エコ窓改修工事の着工前の写真 ※エコ窓

- ・16ページの「6 写真撮影上の注意事項」の内容をよく確認してください。

### ⑮ 柏市内に本社・本店を有することを証する書類 ※エコ窓

#### ◆法人の場合

- ・以下のいずれかを提出してください。
    - ◎契約を締結した法人の法人登記簿謄本の写し
- ※登記簿謄本の写しは、**令和3年4月1日以降**に発行されたものを提出してください。
- ◎柏市内に本社・本店を有することの証明書

#### ◆個人事業主の場合

- ・柏市内に本社・本店を有することの証明書を提出してください。

### ⑯ 既築住宅であることを証する書類 ※エコ窓，太陽光

- ・以下の書類のいずれかのコピーを提出してください。
    - ◎固定資産税課税台帳記載事項証明書（家屋に関わるもの）
    - ◎固定資産税・都市計画税納税通知書及び課税明細書
    - ◎検査済証（交付年月日が設置工事の着工前の日付であること）
    - ◎住宅全景写真
- ※課税台帳記載事項証明書は、**直近1ヵ月以内**に発行されたものを提出してください。
- ※住宅全景写真は、片面カラーで印刷してください。
- 建築工事が完了していること（足場が取れていること）が確認できるように撮影してください。
- また、太陽光発電設備については、上記に併せて**設置予定場所に設備が設置されていない状態が確認できる**ように撮影してください。

16ページの「6 写真撮影上の注意事項」の内容をよく確認してください。

## ⑰電気事業者との特定契約締結を証する書類 ※太陽光

・以下の書類のいずれかのコピーを提出してください。(申請者氏名,住所,受電地特定番号,契約締結日がわかるもの)

※本書類の氏名は申請者と同一である必要があります。

◎特定契約締結完了のお知らせ(電気工事店が受領するメール)

◎落成受付完了のお知らせ(電気工事店が受領するメール)

◎系統連系締結完了のお知らせ(申請者が受領するメール)

※メールで申請者の名前が確認できない場合は,接続契約のご案内と合わせて提出してください。

◎受給契約申込受付サービスの「申込詳細情報表示画面」(WEB上)

◎「購入実績お知らせサービス」の画面

◎特定契約のご案内

※「接続契約締結のお知らせ」は該当しません。

※資源エネルギー庁の事業計画認定処理が遅れる場合があります。設置工事から系統連系まで全て完了し,必要書類を提出できるよう計画的に進めてください。

※いかなる理由があっても,電気事業者との特定契約締結が完了していなければ申請を受け付けることはできません。

受領メールの例

件名:【受給契約申込受付】特定契約締結完了のお知らせ

■ □ 特定契約締結完了のお知らせ □ ■

〇〇〇〇

〇〇〇〇 様※

平素より,弊社事業につきましてご理解ご協力を賜り,誠にありがとうございます。

この度,お申込みいただいた申込番号△△△△△について,特定契約の締結が完了いたしましたのでお知らせいたします。

◇特定契約締結日:〇〇〇〇年〇月〇日

◇受電地特定番号:##-####-####-####-####-####

以下省略

**⑩ HEMS 又は蓄電池が設置されていることを証する書類（写真，保証書のコピー等） ※太陽光**

・ HEMS 又は蓄電池が既に設置されている場合は，設置が確認できる以下の書類のいずれかのコピーを提出してください。

◎保証書，出荷証明書，又は出荷検査成績書

※保証書はメーカー発行に限らず，問屋や販売店からの証明書でも，受付可能です。

※出荷証明書については「納品書」という名称で発行されている場合は，納品書の提出でも構いません。

※出荷証明書及び出荷検査成績書を提出する場合は，製造番号の記載されている箇所（銘板）の写真を併せて提出してください。

◎設備購入費用の支払いを証明する書類（機器の型番が確認できるもの）

◎設置状況を表す写真（機器の型番が確認できるもの）

・ HEMS の場合は，上記書類のほかに設備の仕様が確認できる書類（カタログ，製品ホームページ，取扱説明書等）もあわせて提出してください。

**⑨ 太陽光発電設備が併設されていることを証する書類 ※蓄電池**

・ 太陽光発電設備が**既設**の場合は以下の書類のいずれかのコピーを提出してください。

◎売電明細（売電額はゼロでも可）

※「購入実績お知らせサービス」の画面も可。ただし，氏名や発電場所が確認できない場合は，接続契約のご案内等（氏名，発電場所，受電地点特定番号の確認ができるもの）を追加で提出してください。

◎電力受給契約変更申込書（電力会社記入欄に記載のあるものに限る。）

・ 太陽光発電設備が**新設**の場合は以下の書類のいずれかのコピーを提出してください。

◎接続契約のご案内

◎特定契約締結に係る書類

◎保証書

※保証書の場合は，モジュール及びパワーコンディショナーの両方を提出してください。

**（3）その他**

＜エコ窓改修について＞

・ 申請する居室に既にエコ窓改修が済んでいる窓がある場合は，その窓について以下の書類を提出してください。

◎写真

◎仕様が確認できる書類（見積書，納品書，保証書等）

・「補助事業の内容が確認できる書類」の対象設備欄は，内窓と全部交換については改修した箇所数を，ガラス交換については交換したガラスの枚数を記入してください。



## 5 申請書類の訂正方法について

### (1) 訂正方法について

申請者による申請書の押印が廃止となったことに伴い、訂正方法も変更となりましたので、書き損じた際には、以下の通り訂正するようお願いします。

- ①間違えた箇所に二重線を引く。
- ②その上に正しい文言を書く。
- ③その近くにフルネームで署名する。

金額に関わる訂正はできません。

#### 【訂正署名の例】

補助対象 経費	320,000円（税抜き） ※国，その他の団体からの補助金を充当する場合は当該補助金の額を控除した額を記入		
交付申請額	80,000円（千円未満切捨て）		
◆【既築住宅・注文住宅の場合】対象設備の設置工事の着工日及び完了日を記入してください。			
工事着工日	令和 <del>2</del> 年 <b>3</b> 月 <b>11</b> 日	工事完了日	令和 <del>2</del> 年 <b>3</b> 月 <b>12</b> 日
◆【建売住宅の場合】住宅の引渡し日を記入してください。			
引渡し日	令和 年 月 日		

※交付申請書（第1号様式）の一部抜粋

### (2) 注意点

- ①修正液や修正テープは使用しないでください。
- ②消せるボールペンは使用しないでください。
- ③補助対象経費及び交付申請額は訂正できないため、書き損じた場合は、新たに作成してください。

## 6 写真撮影上の注意事項

### (1) エコ窓改修

#### ①住宅全景写真を撮影する際の注意事項

- ・足場が設置されている場合や、ネット等で覆われている写真は不可です。
- ※既築住宅であることを証する書類として、写真を選択した場合に必要です。

#### ②補助対象設備の設置工事着工前，完了後の写真を撮影する際の注意事項

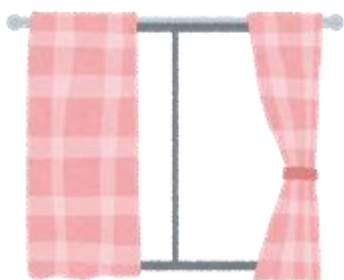
- ・改修した全ての窓の写真を撮影してください。
- ・改修した窓全体を撮影してください。

※カーテン，障子や雨戸は外し，障害となりうるもの（机，棚，観葉植物等）は除いてから撮影してください。

- ・内窓設置の場合は，必ず室内から撮影してください。
- ・窓を閉めた状態で撮影してください。
- ・改修した窓の位置が分かるようにしてください。

※詳しくは，別紙「エコ窓改修位置が明示された平面図」をご覧ください。

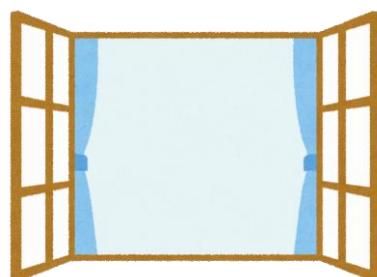
【設置工事着工前，完了後の写真NGの例】



カーテンで窓が隠れている！



ソファとテレビで  
窓全体が見えない！



窓が開いている！

### (2) 太陽光発電設備

#### ①住宅全景写真を撮影する際の注意事項

- ・足場が設置されている場合や，ネット等で覆われている写真は不可です。
- ・屋根に太陽電池モジュールが設置されていない状態が確認できるよう撮影してください。

※既築住宅であることを証する書類として、写真を選択した場合に必要です。

【住宅全景写真のよい例】



屋根に太陽電池モジュールが設置されていない状態が確認できる！

【住宅全景写真NG例】

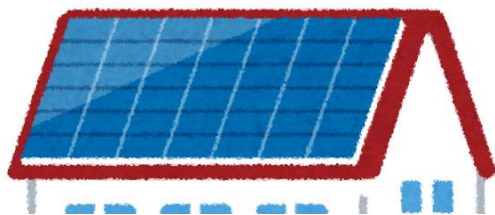


屋根に太陽電池モジュールが設置されていない状態が確認できない！

## ②補助対象設備の設置工事完了後の写真を撮影する際の注意事項

- ・設置した全てのモジュールの枚数がわかるように撮影してください。
  - ・モジュールの枚数が数えられないものは受け付けることができません。
- ※太陽電池の公称最大出力が10kW以上でパワーコンディショナーの定格出力が10kW未満の場合は、パワーコンディショナーも撮影してください。
- ・1枚の写真に納まらない場合は、分割して撮影してください。
  - ・枚数が数えにくいものは、モジュールの配置がわかる屋根全体の図面も一緒に提出してください。
  - ・受付の際、モジュールの枚数を数えますので、わかるようにして提出してください。
- ※モジュールの枚数が多い場合、お待ちいただくことがあります。

【設置工事完了後写真のよい例】



設置したモジュールのすべてが確認できる！

【設置工事完了後の写真NG例】



設置したモジュールの一部しか確認できない！

### （３）家庭用燃料電池システム（エネファーム）

- ・設置工事完了後の発電ユニットと貯湯ユニットを撮影してください。

### （４）定置用リチウムイオン蓄電システム

- ・設置工事完了後の蓄電池本体を撮影してください。

### （５）その他

銘板を撮影する際は以下の点に留意して撮影してください。

- ・銘板の文字がはっきりと読み取れるよう撮影してください。
- ・製造者名，型式及び製造番号が確認できる箇所を撮影してください。

## 7 交付決定通知

審査終了後，申請者へ交付決定通知書を送付します。

審査は通常3週間前後かかりますが，申請が集中する時期や市税納付期限直後は，さらに1～2週間程度かかることがあります。

## 8 補助金の請求

交付決定通知書の受領後，30日以内又は令和4年3月8日（火）のいずれか早い日までに交付請求書を作成し，環境政策課窓口へ持参又は郵送（必着）してください。

【交付請求書作成上の注意事項】

- 交付請求書は押印が必要です。
- 印鑑が欠けているもの、印影の薄いもの、潰れているもの、二重押しのものすべて不可です。押し直してください。
- 振込先は、請求者本人の口座に限ります。
- 口座番号の記入ミスが増えていますので、正しい口座番号を記入してください。
- 令和4年3月8日（火）までに請求書の提出がない場合は、補助金を受け取れなくなります。
- 振込の確認については、通帳の記帳により確認ください。
- 交付請求書の請求額を書き損じた場合は、新しく書き直してください。

＜書き損じ例＞

なぞり書き、修正テープ・修正液等の使用、ボールペンや印鑑のインク等で汚損したもの 等

## 9 市への協力

補助金を受け取られたかたに対し、柏市の地球温暖化対策の検討を目的に、省エネルギー設備導入の効果を把握するため、エネルギー使用状況等についての調査やアンケートを依頼しますので、ご協力ください。

具体的には、電気、ガス等の使用状況等について設置前後の状況を確認しますので、その利用明細等を保管していただきますようお願いします。

## 10 Q & A

Q-1 申請期限の間近に引越しをする予定であり、住民登録に時間がかかりそうです。どうすればよいですか？

A-1 条件である「柏市民であること」を確認する方法として、住民票を提出してもらっています。申請期限に間に合うよう、計画的に準備を進めてください。

Q-2 振込口座は家族の口座でも構いませんか？

A-2 申請者本人名義の口座に限ります。

Q-3 窓口で申請の受付が完了したら、補助金は交付されますか？

A-3 受付は必要書類が揃っているかを確認しているだけです。完了しても補助金は交付されません。正式な審査後、申請者に補助金交付の可否を郵送にて通知します。

Q-4 書類に不備や不足があった場合はどうなりますか？

A-4 一式ご返却します。必要書類がすべて揃っているか、よく確認してから窓口へお越しください。

Q-5 一人の申請者が複数の設備を申請します。契約書など重複する書類は1枚だけ用意し、複数の設備をまとめて申請していいですか？

A-5 それぞれの申請にすべての提出書類が必要です。例えば契約書などの重複する書類についても、コピーのうえ各設備に1枚ずつ添付し提出してください。

### お問い合わせ先

柏市役所 環境部 環境政策課

〒277-8505 柏市柏五丁目10番1号 本庁舎4階

TEL：04-7167-1695

URL：<http://www.city.kashiwa.lg.jp/ecosite/>

令和3年9月1日更新